

対象となる方

- 個人であること
- 空き家を所有していること
- 市外から岸和田市に転入を予定していること
市外から本市に転入を予定（市外に3ヶ月以上居住している方に限る）しており、補助事業完了時に空き家の所在地に住民登録すること。
- 岸和田市に10年以上定住する意思があること
- 市税の滞納をしていないこと
- 暴力団員または暴力団密接関係者でないこと

対象となる空き家

木造又は混構造で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築されたもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの又はその他の資料で昭和56年以前に建築されたことが判断できるもので、耐震改修促進法に基づき耐震性が確認されたもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの又はその他の資料で昭和56年以前に建築されたことが判断できるもので、当該リフォームにおいて耐震改修促進法に基づき耐震改修工事を行うもの

対象となる工事

住宅の機能又は性能を回復又は向上させるための修繕、補修、模様替え、取替え等を行う工事が対象です。

- 対象工事
 - ・ 内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎部分の改修工事
 - ・ 建具（扉、窓等）の改修工事
 - ・ 上下水道設備、ガス設備、電気設備の改修工事
 - ・ 台所の改修工事
 - ・ トイレの改修工事
 - ・ 浴室の改修工事
 - ・ 洗面室の改修工事
 - ・ 上記の工事に付帯する工事
 - 対象外工事
 - ・ 増築及び減築に係る工事
 - ・ 外構工事（ライフラインに係る引込工事を除く）
 - ・ 物置等設置に係る工事
 - ・ シロアリ駆除、ハウスクリーニング等に係る工事
 - ・ 家財、電化製品等の撤去に係る工事
 - ・ 住宅に組み込まれない設備等の設置及び交換に係る工事
 - ・ 家電、家具、カーテン類、照明器具等の設置に係る工事
 - ・ 電話、テレビ及びインターネット配線に係る工事
 - ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事
 - ・ 専ら個人の嗜好に基づく改修工事（住宅の機能の回復又は向上を目的としない工事）
 - ・ 他の補助金等の対象となる工事
 - ・ その他本事業の趣旨に合わない判断される工事
- ※ 台所、トイレ、浴室、洗面室の改修工事とは、いずれも造り付けのものに限る。

補助金の申請にかかる手続き

- 受付期間
令和5年5月8日～令和5年12月22日
- 必要書類
 - 交付申請書（様式第1号）
 - 付近見取図（地図）
 - 誓約書（様式第2号）
 - 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
 - 市税の完納証明書または納付状況確認同意書（様式第3号）
 - 補助対象空き家を所有していることが確認できる書類
 - 補助対象空き家が建築された年月を明らかにする書類
 - 空き家であることの報告書（様式第4号）
 - 工事個所の現況写真
 - リフォーム内容がわかる書類（現況図、改修計画図、設備機器のカタログ等）
 - 工事工程表
 - 工事見積明細書
- 耐震性の確認書類
 - 耐震性が確認されたもの
 - 耐震改修促進法に基づく耐震性が確認できる書類
 - 耐震改修工事を行うもの
 - 耐震改修計画書（様式第5号）
 - 耐震改修工事の内容がわかる書類（現況図、耐震改修計画図等）
 - 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
 - 耐震工事業者が耐震改修技術者であることを証する書類

募集件数

2戸（申込先着順）

補助金の額

リフォーム費用の3分の2
（上限1,000,000円）

手続きの流れ

